

Q1. 基金訓練の実施を検討していますが、どこへ相談すればよいですか。

A1. 基金訓練の実施を検討している専修学校、各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主、事業主団体等の方からのご相談は、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター（以下「都道府県センター」）で受け付けています。

都道府県センターにおいては、基金訓練の概要や**基金訓練の認定基準**（※）の説明のほか、必要に応じて、モデルカリキュラムを提示するなどにより、具体的な訓練の計画の策定を援助しています。

各センターの連絡先等は、同機構ホームページ(www.ehdo.go.jp/new/n_2009/pdf/madoguchi.pdf)をご覧ください。
（※）基金訓練の認定基準 www.javada.or.jp/topics/pdf/h20090713-3.pdf

Q2. 基金訓練を実施するには、どのような手続きが必要ですか。

A2. 基金訓練を実施するには、**基金訓練の認定基準**に適合する訓練の計画を策定して、中央職業能力開発協会の認定を受ける必要があります。認定のための申請書は、都道府県センターに提出し、都道府県センターが内容を確認した上で、中央職業能力開発協会に取り次ぎます。その後、中央職業能力開発協会において、審査を行い、その結果について、申請を行った機関に通知します。

なお、認定申請は、訓練開始前のできるだけ早い時期に行う必要があります（10月以降に開始する訓練については、訓練開始の概ね2か月以上前に行ってください。）。

※基金訓練認定申請提出書類一覧 www.javada.or.jp/kikin/01_kinkyu/pdf/01_01_04.pdf

Q3. 基金訓練の受講生の募集は、いつ、どのように行えばよいのですか。

A3. 基金訓練が認定された場合、その訓練の情報は、中央職業能力開発協会ホームページに掲載されるほか、都道府県労働局を通じて、ハローワークに提供されます。

ハローワークにおいては、訓練情報を求職者に対して広く周知するとともに、キャリア・コンサルティングを通じて、その訓練の受講が適切と判断された求職者に受講申込書を発行し、求職者本人がその受講申込書を郵送等により訓練の実施機関に提出します。

なお、募集期間などのスケジュールは、訓練の開始日を踏まえて適切なものとなるよう、訓練の認定申請を行うときに、都道府県センターやハローワークと調整の上、決定していただきます。

Q4. 基金訓練の受講生の募集や選考に当たって、留意することはありますか。

A4. ハローワークにおいては、基金訓練の受講が適切と判断された求職者に対して、受講申込書を発行し、求職者本人から、その受講申込書を訓練の実施機関に提出していただきますので、これにより、ハローワークを通じた受講申込者であることを確認してください。

受講申込者に対する選考の結果については、速やかに、所定の選考結果通知書により、受講申込者と受講申込書を発行したハローワークに通知してください。

また、募集や選考の際には、都道府県労働局又はハローワークが応募状況や選考結果の問い合わせ等を行うことがありますので、適切に対応してください。

なお、訓練の実施機関が独自に訓練に係る周知をする場合は、ハローワークを通じた受講申込みが必要である旨を明記し、ハローワークに誘導するよう努めてください。

Q5. 訓練実施中に、訓練以外で行わなければならないことはありますか。

A5. 訓練実施中には、基金訓練の認定基準に定める受講者支援や就職支援などを適切に行う必要があります。また、受講生の出欠状況を毎回確認するとともに、出席状況が芳しくない受講生に対して適切な働きかけを行ってください。

さらに、毎月、訓練・生活支援給付の支給申請を行う受講生の支給申請書等を取りまとめ、各受講生の出欠状況と併せてハローワークにおいて確認を受け、中央職業能力開発協会に提出する必要があります（この提出を怠ると、受講生が訓練・生活支援給付の支給を受けられなくなるので、必ず遅滞なく提出してください。）。

Q6. 訓練の実施状況などは、いつ、どのように報告すればよいのですか。

A6. 訓練の実施状況について、定期的な報告は求めていませんが、訓練実施中に、都道府県センターが、実施状況の確認を行いますので、必要な書類の提出、実地の確認に対する協力等を行わなければなりません。

また、訓練の実施に係る奨励金の支給申請に当たっては、各受講生の出欠状況等の報告を求めていますので、適切な把握・報告をお願いします。

Q7. 基金訓練の実施に必要な費用の補助はあるのですか。

A7. 基金訓練の実施機関に対しては、訓練コース及び訓練に出席した受講生の数に応じて、**訓練奨励金**が支給されます。また、新たな訓練コース、訓練分野において基金訓練を設定した実施機関については、その定員数に応じて、**新規訓練設定奨励金**が支給されます。

なお、いずれの奨励金も対象となるのは、ハローワークにおいて訓練のあっせん（受講勧奨通知書の交付）を受けた求職者に限られますので、注意してください。

※訓練奨励金の概要 www.javada.or.jp/kikin/01_kinkyu/pdf/01_02_01.pdf

新規訓練設定奨励金の概要 www.javada.or.jp/kikin/01_kinkyu/pdf/01_02_04.pdf

Q8. 訓練奨励金の支給申請手続きを教えてください。

A8. 訓練奨励金は、**基金訓練終了後、終了日の翌月10日までに**都道府県センターに所定の支給申請書等を提出することにより、支給申請を行っていただきます。（訓練期間が3か月を超えるものは、申請があれば、3か月ごとに支給できます。）

支給申請に当たっては、所定の訓練奨励金支給申請書、受講者出欠報告書（各受講生による署名があるもの）及び認定書の写しの提出が必要です。

申請があった書類は、中央職業能力開発協会において審査を行い、支給を決定したときは訓練奨励金支給決定通知書により、不支給を決定したときは訓練奨励金不支給決定通知書により、支給申請をした実施機関に通知します。

Q9. 新規訓練設定奨励金の支給申請手続きを教えてください。

A9. 新規訓練設定奨励金（第1種）は、**基金訓練開始日の翌月10日までに**都道府県センターに所定の支給申請書等を提出することにより、支給申請を行っていただきます。（社会的事業者等訓練コースを対象とした第2種新規訓練設定奨励金については、手続きが異なります。）

支給申請に当たっては、所定の新規訓練設定奨励金支給申請書、新規訓練設定奨励金受講者名簿及び認定書の写しの提出が必要です。

申請があった書類は、中央職業能力開発協会において審査を行い、支給を決定したときは新規訓練設定奨励金支給決定通知書により、不支給決定をしたときは新規訓練設定奨励金不支給決定通知書により、支給申請をした実施機関に通知します。